平成２２年（フ）第３００号
宮崎市桜ケ丘町34番１号
債務者　山元　雄司
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３１号
宮崎県児湯郡木城町大字高城4709番地４
債務者　富永やちよ
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３５７号
宮崎市吉村町大町甲1935番地17　翠ケ丘５番館202号
債務者　園田　真幸
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３５９号
宮崎市大字小松1768番地９
債務者　黒木　　誠
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６０号
宮崎市佐土原町上田島1932番地１　新城コーポ502号
債務者　井上　重幸
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６１号
宮崎市佐土原町上田島1932番地１　新城コーポ502号
債務者　井上　友美（旧姓今村）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６５号
宮崎市大字恒久5491番地７
債務者　森永　　智
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６７号
宮崎市大工３丁目150番地１、前住所宮崎市大橋３丁目107番地１　サーパス大橋1008号
債務者　隈田原優子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３７２号
宮崎市佐土原町下田島20308番地42　旭コーポ１号、前住所宮崎市佐土原町下田島20444番地48　センチュリーハイツ202号
債務者　齋藤　裕子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３７５号
宮崎市大字赤江262番地　プレジール赤江Ａ棟101号
債務者　湯地　　重
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４１号
宮崎県小林市堤3377番地24、前住所福岡市宗像市くりえいと２丁目２番６―308号
債務者　柞木　一宏
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１４５号
宮崎県都城市久保原町20街区６号、前住所宮崎県都城市南横市町4111番地３
債務者　田牧　末広
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１４６号
宮崎県都城市久保原町20街区６号、前住所宮崎県都城市南横市町4111番地３
債務者　田牧由美子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１５２号
宮崎県都城市鷹尾４丁目15街区32号
債務者　山本　晶子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１６４号
宮崎県都城市金田町2884番地５
債務者　**兒**玉　　茂
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１７３号
宮崎県都城市松元町１号３番地　リバーサイドコーポ305号
債務者　久永　　勉
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１１１号
鹿児島県鹿屋市西原１丁目７番県１―203号
債務者　田中　澄子（旧姓荒田）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係